

別添資料①

修正箇所無し。

佐賀県は知的財産を

守り育てて生み出していく！

佐賀県には知財を守り、育て、生み出す条例があります。

「いちごさん」は7年。「にじゅうまる」は21年。「サガンスギ」は56年。
この三つに限らず、長年をかけ、人々の高い志と熱意で生み出された
知的財産は、佐賀が未来に向けて飛躍するためのかけがえのない財産です。
その流出や不正利用による損害の大きさは、計り知れないもの。だからこそ、
知的財産について、正しく理解し、尊重し、活かしていく佐賀をつくっていく必要があります。

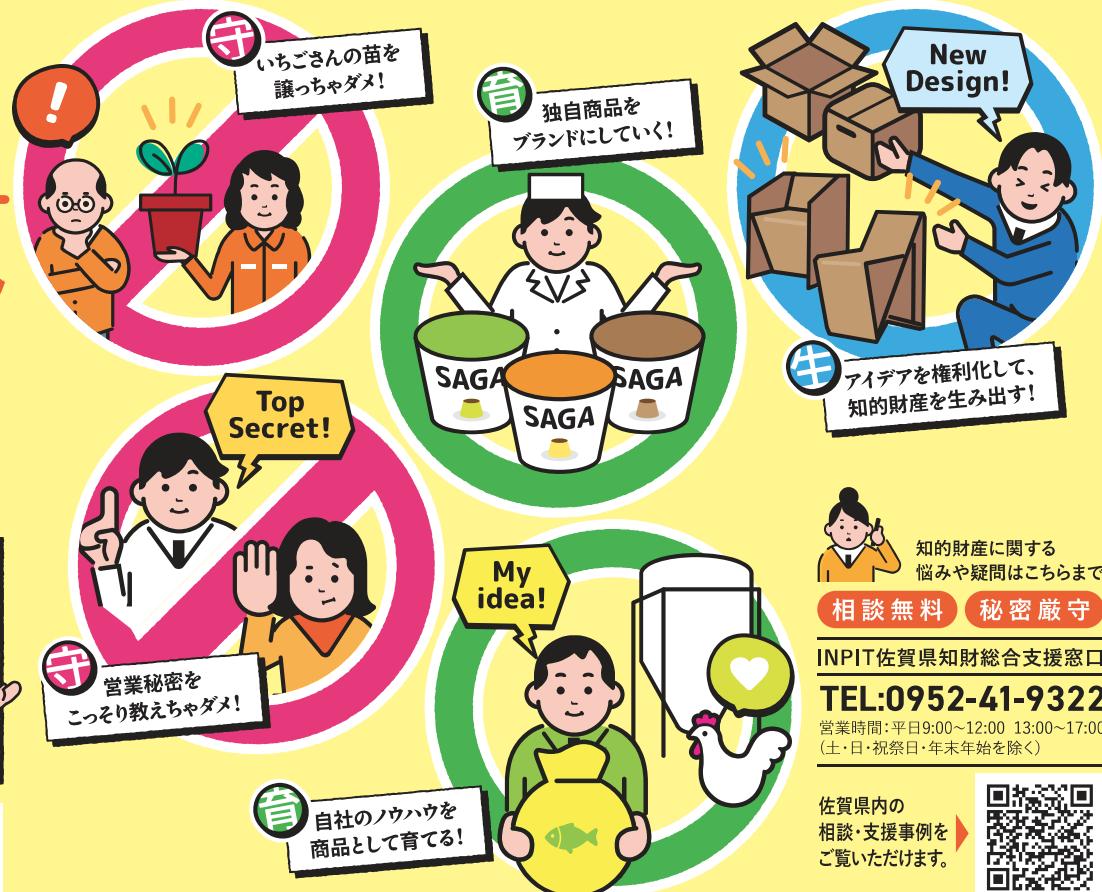


「佐賀県知的財産を大切にし、みんなで守り、育て、新たに生み出す条例」について

詳しくはこち

佐賀県 知的財産

検索



知的財産に関する
悩みや疑問はこちまで

相談無料 秘密厳守

INPUT 佐賀県知財総合支援窓口

TEL:0952-41-9322

営業時間: 平日9:00~12:00 13:00~17:00
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

佐賀県内の
相談・支援事例を
ご覧いただけます。

